

修正申告等について

- 修正申告書又は期限後申告書（以下「修正申告書等」といいます。）を提出した場合には、その修正申告又は期限後申告（以下「修正申告等」といいます。）により納付すべき税額のほか、過少（無）申告加算税又は重加算税及び延滞税が課されます。
- 修正申告書等を提出した場合には、その修正申告等により納付すべき税額及び延滞税についてはその修正申告書等を提出した日までに、過少（無）申告加算税又は重加算税については当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 修正申告書等を提出した場合には、その修正申告等に係る不服申立てはできません（過少（無）申告加算税又は重加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。）。
- 修正申告書等を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 修正申告書等の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その修正申告等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その修正申告書等の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、修正申告書等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その修正申告書等の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

（注） この書面は、国税通則法第74条の11第3項の規定により交付するものです。

令和 年 月 日

（控
用）

修正申告等について

- 修正申告書又は期限後申告書（以下「修正申告書等」といいます。）を提出した場合には、その修正申告又は期限後申告（以下「修正申告等」といいます。）により納付すべき税額のほか、過少（無）申告加算税又は重加算税及び延滞税が課されます。
- 修正申告書等を提出した場合には、その修正申告等により納付すべき税額及び延滞税についてはその修正申告書等を提出した日までに、過少（無）申告加算税又は重加算税については当該加算税に係る賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。
- 修正申告書等を提出した場合には、その修正申告等に係る不服申立てはできません（過少（無）申告加算税又は重加算税の賦課決定処分については不服申立てをすることができます。）。
- 修正申告書等を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができます。
- 修正申告書等の提出がその法定申告期限から1年を経過した日以後にされた場合で、その修正申告等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その修正申告書等の提出日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。
- 納税の猶予が受けられない場合でも、修正申告書等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その修正申告書等の提出日から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

上記の内容を記載した書面（「修正申告等について（交付用）」）を、確かに受領しました。

氏 名 _____ 印



この社会あなたの税がいきている

（注） この署名・押印は、国税通則法施行規則第1条第1項の規定によりお願いするものです。

次とおり「修正申告等について（交付用）」を送達した。			
整 理	送達を受けるべき者	住所又は居所	送達した場所
		氏名又は名称	送達した時間
備 考	受取人と上記の者との関係		備 考
	担 当 者	所 属 官 署	
		氏 名	